

議案第 3 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

さやま市民大学学長	月額 7,200	
-----------	----------	--

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

新たに開設するさやま市民大学の学長の報酬の額を定めたいので、この案を提出するものである。